

法科大学院対応状況報告書

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻

評価実施年度：令和5年度

対象となる基準	基準 3-3
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○法学未修者に関し、入学時点では入学年次の教育課程及び修了要件が適用されるが、2年次に進級する際に、当該年度に入学した法学既修者に適用される教育課程及び修了要件が適用される仕組みをとっている。その結果、入学時点において、2年次進級時には異なる教育課程の適用が予定されていることが予告されるものの、その内容は同時点において未定であり、したがって、入学時点では3年間の教育課程及び修了要件が確定的に示されていないこととなる。この点において、法科大学院における3年間の修業年限及び93単位以上の単位修得を基礎とする教育課程の編成がなされていない。</p>
対応状況	<p>令和6年7月3日に開催された実務法律専攻会議において上記改善を要する点についての検討を開始し、同年10月1日、11月13日及び12月4日に開催された同専攻会議における審議を経て、所要の規則の改正を行った。具体的には、神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則第10条を削除した。</p>
根拠資料・データ	3-3-1-02_神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則（令和7年4月施行）（非公表）

対象となる基準	基準 3-6
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○法学未修者に関し、入学時点では入学年次の教育課程及び修了要件が適用されるが、2年次に進級する際に、当該年度に入学した法学既修者に適用される教育課程及び修了要件が適用される仕組みをとっている。その結果、入学時点において、2年次進級時には異なる教育課程の適用が予定されていることが予告されるものの、その内容は同時点において未定であり、したがって、入学時点では3年間の教育課程及び修了要件が確定的に示されていないこととなる。この点において、法科大学院における3年間の修業年限及び93単位以上の単位修得を基礎と</p>

	する教育課程の編成がなされていない。
対応状況	令和6年7月3日に開催された実務法律専攻会議において上記改善を要する点についての検討を開始し、同年10月1日、11月13日及び12月4日に開催された同専攻会議における審議を経て、所要の規則の改正を行った。具体的には、神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則第10条を削除した。
根拠資料・データ	3-3-1-02_神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則（令和7年4月施行）（非公表）

(注)

1. 機構で受けた法科大学院認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況は必ず記載してください。また、「改善が望ましい点」についても改善に努め、対応状況を可能な限り報告してください。
2. 「改善を要する点」及び「改善が望ましい点」には、いずれかにし、評価結果報告書に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、改善のために実施した取組の内容及び改善された状況を、具体的に記述してください。
4. 根拠資料・データを別添として添付し、「根拠資料・データ」に資料番号及び資料の名称を記載してください。公表に適さない資料については、（非公表）と追記して下さい。
5. 根拠資料・データは、改善状況を評価結果に付記する際に併せて公表しますので、資料番号については、評価を受けた際に提出した自己評価書の根拠資料・データと重複しないよう、自己評価書の資料番号以降の連番としてください。
6. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨を記載し、根拠資料・データとして、これまでの検討状況及び今後の予定等がわかる資料を添付してください。